

令和4年第5回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和4年5月24日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長 森川 和典
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 塚本 豊康
スポーツ振興課長 豊島 寿
図書館課長 長塚 逸人
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主幹 中村 翔
7. 議 題
議案第37号 取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第2期）
実施要綱について
議案第38号 取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第3
期）交付要綱について
議案第39号 取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金（第2期）交
付要綱について
議案第40号 取手市社会教育委員の委嘱について
報告第15号 取手市学校運営協議会委員の任命について
報告11 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. そ の 他

(1) 6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和4年第5回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。5点になります。

まず1点目です。山王小学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の開催ということで、本日の議題にもなっていますが、令和4年5月11日（水曜日）、山王小学校におきまして協議会を開催したところでございます。当日は、委員10名に出席をいただきまして、議案及び提案について協議をいたしました。まず、山王小学校の基本方針、ランドデザイン及び小規模特認校の取組について、校長から御説明をいたしまして、全会一致で御承認をいただきました。続いて、教頭のほうからは、小規模特認校が実施しております5つの取組、児童の転入学を促進する周知策、アーティストとの連携交流事業について、また、地区フラワー・ガーデンの設置など、今後、協議会で行う具体的な内容について提案し、承認をいただいたところでございます。このほか委員のほうからは、公民館で実施している事業について協働的な取組ができないかといった御提案や地区運動会の在り方についても御提案がありました。今後、提案事項の実施に向けて、周知方法や地域住民の参加方法などを検討していくことを確認し、第1回の協議会を終了したところでございます。

2番目です。第1回初任者等フォローアップ研修の開催ということですが、5月12日（木曜日）に宮和田小学校を会場にいたしまして開催しました。本年度新たに採用されました教諭、講師の28名に出席をいただきました。今回は、経験豊かな教員の授業を参観することを通して、授業や学級経営の重要な視点をとらえるということをお願いいたしまして、宮和田小学校の岩瀬美佐子先生の授業を参観して、研修となりました。第2回は12月20日に、教育総合支援センターを会場にして、生徒指導、教育相談に関する研修を実施するところでございます。このほか参加者にはアンケートをとりまして、本人が抱えている困り事や悩みについても記載していただきまして、それについては学校と共有しながら、問題の解消に向けて支援していくこととしております。

3番目でございます。こども天国での青少年相談員啓発活動の実施についてということで、4月29日（金曜日）、緑地運動公園におきまして、第43回こども天国が

3年ぶりに開催されました。青少年相談員15名の方が啓発活動を兼ねて参加いたしました。会場ではストラックアウトを行いまして、幼児29名、小学校低学年51名、高学年24名、中学生2名ということで、合計106名の方に参加をさせていただきました。当日は午前中で、天気の関係で中止になりましたけれども、参加者はとても喜んでいる状況でございました。

4番目です。取手音楽の日 取手ジャズフェスティバル2022の開催ということで、5月3日・4日、第12回となります取手ジャズフェスティバルが、市民会館の屋外特設ステージで開催されました。ジャズフェスティバルを祝日に開催すること、あとは試行的にアマチュアとプロを2部に分けて行うことが今回の特徴ということです。当日はパート1ということで、東京芸術大学OBや竜ヶ崎第一高等学校吹奏楽部、取手市民ビッグバンドなど、アマチュア16組による公演が盛況に行われました。2日間で2,000人の方に心地よい演奏を楽しんでいただいたところでございます。パート2につきましては、10月1日（土曜日）にプロミュージシャンによる公演を市民会館大ホールで開催することになってございます。

最後5点目です。学校給食に関する積極的な情報発信についてということで、学校給食につきましては、市の教育振興基本計画や個別計画に沿って行っているところでございます。市のホームページ上で、学校給食のレシピの公開を始めたところでございます。また、学校給食センターでは、ホームページに給食メニューをほぼ毎日の頻度で紹介しているところでございます。今後の試みといたしまして、学校給食センターの調理工程や、給食が学校に納品されるまでのPR動画の作成を進めてまいります。今後も、家庭での食習慣の形成、共食の推進や食への興味を深めることに資する事業を様々な形で展開していくことを考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第37号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第2期）実施要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

それでは、議案第37号、取手市要保護・準要保護児童生徒図書給付事業（第2期）実施要綱について御説明させていただきます。提案理由としましては、夏休みの読書感想文課題図書並びに茨城県優良図書を支給することにより、保護者への経済的支援や児童生徒の学習機会の確保を図るため、本要綱を制定するものです。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがいまだ立たず、経済活動の停滞等により、就学援助世帯の収入減少が懸念されるため、昨年度に引き続き、図書を給付する事業を実施いたします。支給までの流れですとか、要綱の構成につきましては、昨年度の要綱を踏襲しておりますので、条文の詳細につきましては説明を省略させていただきます。

事業の概要につきましては、議案書4ページを御覧いただければと思います。今後の流れとしまして、希望図書の調査を行いまして、6月23日までに希望図書の提出があった児童生徒に対しては、夏休み前に図書を送付できるよう手続を進めてまいります。また、希望図書の提出がなかった児童生徒につきましては、夏休み前の送付にこだわらず、再度、希望図書を調査するなど、学校とも相談しながら、できるだけ本人の希望に合った本をお送りできるよう対応してまいります。さらに、どう

しても希望図書の提出がなかった場合には、図書館の司書と相談の上選んだ対象学年に応じた2冊お送りすることになります。

本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。こちらの事業は第2期ということで、昨年度も行われたものですが、昨年度の事業の内容と違いますか、例えば給付拒否をされたお子さんがいるのかどうか。また、今、御説明にあったように、御希望をなかなか提出されない方もいらしたのかどうか。そういった概略で結構ですので、お話しただけだと思います。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

お答えさせていただきます。まず一番最初に、給付の拒否のほうはありませんでした。ちょっと拒否のハードルを上げていますので、手続難しくしましたので、拒否はありませんでした。ただ、電話なんかでは、親御さんが選ぶのが面倒くさくて要らないよというようなお電話もあったんですが、そこを説得して選んでもらって配っている形です。最終的には希望図書が出てこなかった方はほとんどいなくて、希望図書を選ぶ際に希望図書を書くこともできますし、本を選べないという方には司書お勧めの本という欄もあったんですね。大体全体の1割ぐらいの方が、司書お勧めを選んでいただいて、残りの方は、この本とこの本が欲しいよというような御希望をいただいて、その本をお渡しすることができました。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。子どもたちの読書の啓発活動の一環にもなると思いますので、第2期、今回もやっていただけることをとてもうれしく思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第38号、取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第3期）交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

よろしくお願いいたします。まず、本議案の説明に入る前に、今年度の状況について御説明をさせていただきます。今年度、5月6日、藤代南中学校の実施を皮切りに、中学校の修学旅行が予定どおり実施をされております。現在、市内6校中4校が修学旅行を終えました。また、宿泊学習についても、取手一中のほうで現在行っているところでございます。中学校の修学旅行については、今月末に2校が予定どおり出発できれば、3年ぶりになるかと思うんですが、全校が京都・奈良への修学旅行を終えることができます。

今後、6月に入りますと、小学校の宿泊学習、修学旅行がスタートしてまいります。そういった状況のもと、取手市修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金（第3期）実施要綱を議案として提出をさせていただきます。これにつきましては、令和2年度、令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症による延期又は中止に伴う保護者の経済的な負担を軽減するものでございます。条文につきましては、これまでと同様のつくりになっておりますので省略をさせていただきます。以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございました。中学校4校がもう修学旅行が済んだということで、どうだったんでしょう、具体的に感染の状況とかそういったもので心配をしたようなケースというのは出たんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

まず今回、修学旅行の実施に当たりましては、市のほうから各学校に抗原検査キットを配付させていただきました。出発の前日に検査を、これは任意での検査になるんですが、それを実施して参加をしていただくということで、まずは各団体のほうでの安全性というのを確認して実施してまいりました。また、各交通機関、それから旅館等でも、感染症対策を万全に行っているということで、今実施しているところでは、コロナの感染が出たということでは報告は受けておりません。修学旅行は今のところないんですが、取手一中のほうで那須のほうに宿泊学習に行っているんですけども、1名のお子さんがちょっと発熱ということで、保護者の方にお迎えを依頼したというケースがございました。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

す。

これより議案第 38 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 38 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 39 号、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金（第 2 期）交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

○保健給食課長（大野篤彦）

よろしくお願ひいたします。それでは、議案第 39 号、取手市立学校等臨時休業対策費給食事業補助金（第 2 期）交付要綱の制定について、説明いたします。提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による取手市立小学校及び中学校並びに取手市立幼稚園の臨時休業に伴い、学校等給食の休止の影響を受けた学校等給食の納入業者に対して、市へ納入を中止した食材等に係る経費を一部補助するため、本要綱を制定するものです。

本件につきましては、令和 3 年 9 月 1 日から 9 月 24 日までの期間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施した学校の臨時休業により影響を受けた、学校給食用の主食となる米飯、パン、麺類、牛乳をそれぞれ取り扱っている茨城県学校給食会と関東乳業に対して、要綱を制定し、補助金による経済支援を行うものとなります。本要綱につきましては、第 1 期の要綱とほぼ同様の内容ですので、条文の詳細については、説明を省略させていただきます。

補助金の詳細について、6 ページの参考資料を御覧ください。対象となる補助内容としましては、臨時休業により市への納入を中止した主食及び牛乳の調達に要した経費となります。経費の内訳は、9 月の臨時休業中に主食等の調達に要したはずの person 費、光熱水費、移送費等の加工業者への補助額となります。算定方法につきましては、それらの person 費等から割り出した年間経費の 9 月分の調整合計額から、9 月下旬の給食提供開始時に提供された主食等の費用を差し引いたものになります。なお、本件の補助額には、主食等の廃棄はなかったことから、その廃棄代のほうは含まれておりません。この表にありますとおり、臨時休業による給食停止の期間中における、米飯、パン、麺類の主食と牛乳分、総額で合計額 319 万 8,770 円を補助するものとします。自校式、センター式、それぞれの品目ごとの明細及び品目ごとの明細につきましては表のとおりとなっております。

こちら、本件による補助をしない場合、想定されなかった長期の臨時休業に伴い、主食等の調達に要したはずの person 費等が加工業者に支払われないこととなります。その結果、現行の給食運営体制を維持するために主食等の費用が値上げされ、それに伴い保護者負担の給食費も値上げせざるを得なくなることから、今回、補助金を交付し、給食納入業者への経済支援を行うため、要綱の制定を提案する次第です。

こちらの予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、国の第 3 次補正予算の地方創生臨時交付金を活用して対応するものです。令和 4 年 4 月 25 日に開かれました市議会臨時会で、補正予算の議決を受けております。本要綱制

定後、速やかに手続を行いまして、6月中に交付できるよう進めていきたいと思いをします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第40号、取手市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

次に、議案第40号、取手市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由は、取手市社会教育委員の任期が令和4年5月31日に満了することに伴いまして、別紙のとおり委嘱するものです。

別紙として、名簿を添付しておりますので、1ページ目を御覧ください。任期ですが、令和4年6月1日から2年間の令和6年5月31日までとなっております。選出区分が、学校教育関係者の校長会推薦の藤代小の川村校長、選出区分が社会教育関係者のPTA連絡協議会会長の高井小の久沢会長、選出区分が学識経験者の東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラムの高梨特任准教授、選出区分が学識経験者の東京藝術大学 社会連携センターの伊藤特任教授の4名の方が新任になってございます。以下、間宮真知子氏から湯澤規子氏までの5名が再任となります。

次ページには参考資料として、社会教育委員の職務内容について記載しております。法的根拠は、社会教育法になりまして、第15条で社会教育委員の設置について、第18条で委員の定数、任期等の必要な事項は条例で定めることと規定されております。この法律を参酌して制定している取手市社会教育委員に関する条例で、委員の定数、任期等が定められております。この条例及び社会教育法の関連条文を抜粋して掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、職務ですが、1つ目といたしまして、社会教育事業の計画や予算を検討し、意見を述べること。2つ目といたしまして、社会教育関係団体に対し補助金を交付する際に意見を述べることとなっております。会議につきましては、年間2回の定例会を開催いたします。また、定例会以外では、4に記載しております研修会や成人式などに出席いただいております。なお、任用形態は、非常勤特別職とな

り、報酬は年額5万5,000円となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

新任の方4名ということで、何か学識経験者のお二人の先生が、よくおいでくださったなというふうな思いがあります。委員会としても、多分、今後の社会教育活動等の計画で意図的な何か見込みがあって呼ばれたのかなというようなことも感じているんですが、これまでの様々な講座関係も含めて、とても充実し始めていた事業ですから、そういった意味では、私はおいでいただいてよかったなという思いがすごくあります。何かその辺、含みがあれば、教えていただければうれしいんですが。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

御質問ありがとうございます。まず学識経験者ということで、東京大学の高梨准教授、こちら特任准教授のほうは市民大学で東京大学 EMP 講座というのを例年、平成25年度から行ってございます。そちらの講座の東大側のカウンターパートナーになっていまして、これまでももちろん市民大学の講師として2回お越しもいただいていますし、関わり合いもあるところと、あと今後の事業の継続性も含めてお願いできないですかというお話をしたところ、お引き受けいただきました。また、東京藝術大学の伊藤特任教授につきましても、もともと取手の校地がありますことでもありますし、TAPのほうに一時期いらっしゃったこともございまして、やはり取手と関わりが深い先生になりますので、市の社会教育について御助言なり、また、いろいろな企画立案なんかでも御助力いただければと思います。駅前にありますVIVA取手の取り組みでも活動していただいておりますので、そういった点で、よい形で市の社会教育のほうに反映していただければと考えてございます。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第15号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第15号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第15号は報告のとおり承認することに決定

をいたしました。

続いて報告 11、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。本件についての報告を――失礼しました。飛ばしてしまいました。もといです。

改めて、質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 40 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 40 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第 15 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

それでは、報告第 15 号、取手市学校運営協議会委員の任命について、御報告いたします。取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき、取手市学校運営協議会委員として、別紙の 14 名の方を新たに令和 4 年 5 月 2 日付けで任命いたしましたので、御報告いたします。

1 ページを御覧ください。名簿を添付してございます。委員の任期ですが、令和 4 年 5 月 2 日から年度末の令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。当協議会の委員の選出区分は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で組織されることとなっております。こちらにつきましては、学校長から推薦をいただき任命をいたしました。報酬につきましては、年額 1 万 2,000 円となっております。

以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今いただいた資料の中、協議会の委員の方々の顔ぶれを拝見して、何名か存じ上げている方もいらっしゃいますが、非常に地域に根差した、ほぼほぼ地域の方々で、先ほど教育長からの御説明にもありましたが、第 1 回目の運営協議会も大変活発な御意見が出たというようなお話もございました。山王小学校のこの学校運営協議会が、取手市のコミュニティ・スクールのモデルともなるものですので、委員の皆様にはこれからも御苦勞をおかけするかと思いますが、ぜひ活発に活動していただきたいなと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。当日の協議会の状況などを、課長から少し補足でお話し

していただけるとありがたいんですけど。

○生涯学習課長（塚本豊康）

それでは、山王の学校運営協議会なんですけど、5月11日（水曜日）に実施したのですが、皆さん、地域の方々だということもありますし、あと山王地区の5本の教育の柱に基づく教育体制をとっていて、非常に縦割りで、小学1年生から6年生までの結びつきが大変深いというお話がありました。出た話では、6年生のお別れ式のときに2年生が泣いていたと、それはほかの学校ではあまりない特徴でしょうというお話ですとか、コロナ禍を活用して、いろいろ学校間を深く結びつける取組をしていること。また、公民館長が今回この委員になっているんですけども、公民館と連携して小学生向けのイベントを幾つか企画できないかとの提案ですとか、あと協議の案件なんかの中では、地区ごとのコミュニティーガーデンみたいなものを学校の中につくってはみてはどうかというお話が教頭先生からあったりとか、結構具体的にこういうものをやっていきたいというような、学校なり、地域の方の打ち出しがあって、それに基づいて前向きな議論がされているような会議になりました。進め方についても、これからいろいろ詰めていくところがあると思うんですけども、なるべくいい取組ができるように進めてまいりたいと考えてございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

確かに、卒業生に対して低学年の子どもが涙する場面って、なかなかないと——これはPTA会長さんのお話だったんですけど、通常、縦割りということでやっている学校はありますが日常的に、例えば先日もアーティストをお招きして授業をやったんですけども、子どもたち6年生と低学年の1年生に入っていて一緒に活動しているんですよ。それが休み時間なんかも含めて日常化しているので、そういった学校全体が児童同士の関係づくり、きちんと日常的に行われているという様子があって、そこに新たな活動が加わっているんで、そこに心情的な行き来があって、子どもはそういったお別れ会で涙するような状況になったのかなと改めて感じて、新たな活動の手応えというか、子どもたちの変容というものをやはり私は感じました。

学校のほうとしても、教育方針の中でアートの部分を深めて、表現すること、創造することをきちんと新たに加えていただきましたので、ここは地域との関係で新たな調整といいますか、地域の方との機運の醸成も含めて、活動の広がり、深みというものを感じさせるところがあると思います。また、これにつきましては委員のほうから御意見ちょうだいしながら進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかございましたら。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。この委員さんの中で、地域住民の方が3名おられるんですけど、前までの学校評議員の方との違いというか、同じ人数というか、違いというのはあるでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

学校評議員から引き続き委員になっている方ということですかね。

○教育委員（猪瀬哲哉）

そうですね。

○教育長（伊藤 哲）

ちょっと確認をしていただいて。自己紹介の中でも、何人が評議員の方もいらっしやっただと思います。それについては、確認でき次第ということですのでよろしいですか、少し時間がかかるみたいですので。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第15号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第15号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第15号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

分かったようですので、塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

御報告します。この名簿上の1番から3番の赤羽委員、池田委員、木村委員の3名が学校評議員からスライドしてございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

地元を分かっている方ということで。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、報告11、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

松戸です。よろしくお願いいたします。報告11、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、いじめの再発防止策への対応について、別紙のとおり報告いたします。

御手元の資料1ページを御覧ください。1、第1回教育相談主任研修会の開催について御報告いたします。4月27日（水曜日）、教育総合支援センターにおいて、第1回教育相談主任研修会を実施いたしました。今年度は、13名の先生が新たに教育相談主任となりました。センターからは9名の職員が参加して、限られた時間の中で交流を深めました。研修会の前半ですが、この教育相談部会の導入の経緯について、なぜ導入に至ったのかについて、こちらに書かれている資料をもとにしながら、教育相談主任の方々に説明をいたしました。また、管理職を対象としたアンケート等の中から、教育相談部会の成果と課題について挙げられたことも御報告をさせていただきました。

研修会の後半では、20名の教育相談主任と、学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、また2名のスーパーバイザーと6つのグループを編成して、情報共有と、また情報共有シートの作成に入りました。センター職員からは、この2年間の実績から、この情報共有シートで必要であると考える項目等につ

いて、主任の先生方に御提案をしながら、先生方が率直な思いを交流できる、伝え合う環境づくりに、センター職員は努めました。写真1については、6つのグループの中の2つのグループ活動の記録を紹介させていただきました。マグネットシートに、それぞれこういうシートがあるべきではないかというような情報を交流してそれを形にしたものになっております。

今後ですが、現場で実践を繰り返し行いながら、改善を繰り返し行って、よりよいものにしていきたいと考えています。研修会の最後には、次回の研修会も同じグループで交流を深めたい。どう進めていいのかわからない。不安なところが共有できてよかった。そのような意見交換ができました。

続いて、御手元の資料2ページになります。スタンドバイ活用事業についてでございます。2年生、3年生については、本アプリ、昨年度末にアプリの導入を完了しております。1年生については、5月16日から6月2日の期間の中で、タブレットへのアプリの導入を完了する予定となっております。あわせて、1年生のアプリ導入の時には、脱傍観者授業について、専門家の方からこのアプリの活用の仕方等について御指導を受けております。

続いて3、スクールロイヤー活用事業についてです。弁護士でもあるスクールロイヤーをお招きして「いじめ予防授業」を実施しております。この事業については、県スクールロイヤー及び市スクールロイヤーを講師としてお招きして、学校の要望に対して授業を行うものになっております。5月には、取手第二中学校に市スクールロイヤーをお招きして、いじめ防止授業を実施いたしました。今後も、県の派遣状況等を確認しながら、いじめ防止授業を実施していきたいと考えております。

5月に、取手第二中学校で行ったときのスクールロイヤーの配付資料は、御手元の資料3ページからとなっております。中でも、この授業について、スクールロイヤーからは、当事者同士トラブルが起きたときには、当事者同士は距離を取りましょう。やはり、抱え込まないようにしよう。3つ目に、自分の得意なことを伸ばす、自分を磨くことをしてみようというような助言がありまして、授業を終えることができました。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。最初の教育相談主任の研修会、とても充実しているなと思いました。それについて二、三あるんですが、1つは教育相談主任は、この教育相談を重視するという取手市の制度が始まって同じ方ですか、あるいはどのぐらいの頻度で役割がかわっていくものかということをお教えください。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。毎年、学校長の任命で校内の中から選出されるようになっておりますが、今年度は20校のうち13校が新しい方になったということで、毎年か

わるような形になります。

○教育委員（石隈利紀）

校務分掌なので、ある程度の専門性というか、それをどう校長のほうで見つけるかということで、教育相談の研修の経歴であるとか、あるいは民間ですけど教育相談コーディネーターがよく持っている学校心理士とか、教育カウンセラーとか、そういう民間の資格で自ら興味を持って勉強している人とかを選んでいただければいいかなということと、実際にこういう研修会に出てやりながら学んでいくので、できたら交代する頻度を少なくして引き継いでいくと、学校で教育相談主任の力が蓄積できるかなと思いますので、御参考にしてください。

○教育長（伊藤 哲）

相談主任については、校務分掌ということではなくて、省令主任と同じ扱いというか、それで命じてはいるんですけど、ただ、学校のほかの仕事の部分もあるので、実態的には少し交代が出てくるというのがあります。委員おっしゃるとおり、その継続性とか深めるということも大事なので、ぜひそれについても御意見ちょうだいして今後少し検討します。

○教育委員（石隈利紀）

ちょっと続けてよろしいですか。

○教育長（伊藤 哲）

どうぞ。

○教育委員（石隈利紀）

情報共有シートの作成ということは重要なことなんですけど、こういう情報を扱うときに、必ず守秘義務というか、情報は共有する部分と守る部分と両方あるので、この場合は、その子どもの援助のために必要な情報を共有するということなんですけど、共有した集団、その教育相談部会であるとか、その委員会であるとかの人が集団の守秘義務を負うと。だから、その中で共有はしているけど、そこ以外には出さないとか、もちろん管理職とかは例外ですけど、そういう集団での守秘義務があるということを確認してもらえると、そこで教員仲間で話し合ったんだから、もうほかでも大丈夫かなというふうに誤解のないようにというか、学校全体で共有しなきゃいけないことと、集団の中だけでの守秘義務と、あるいは子どもと一対一の守秘義務、子どもや保護者との一対一レベル、必要がある場合は学校全体という危機管理レベルと、レベルが3段階ありますので、その辺確認されるといいかなと思いました。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、集団守秘義務、個人における守秘義務等については、その情報の内容等で慎重に取り扱わなければならないというふうに受け止めております。そういったところから、この教育相談主任研修会の第1回目ということで、その守秘義務についてもお話をさせていただいたところです。また、通常、教育総合支援センターにおきましても、やはり同じような状況もありますので、そういったところも研修を積み重ねているところです。御助言ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。2点ございまして、まず教育相談研修会の御報告で2点ございまして、1つは情報共有シートを作成されたということで、非常に内容の充実した研修会であったなということがうかがえますが、写真1の左側、情報共有シートにどんな情報を仕入れたらいいかということ、一番上に家庭環境というのが書いてあって、やはりそのお子さんの問題となる行動について、まず家庭環境、家庭での様子、あるいは環境を情報として先生方は重要視しているんだということがよく分かります。

以前は、一斉での家庭訪問というのがありまして、その家庭訪問の折に、先生方は各お子さん方の家庭環境というのが大まかに、このような家庭環境で、このような御家庭でというのが、ざっくり分かっていたものですが、こちらも教員の働き方改革の一環かと思いますが、それがなくなってしましまして、お子さんの家庭での様子が分かりにくくなっているの、それをまた問題行動が出た場合に、やはりどういう御家庭でというのは知りたいんだろうなと思います。

これは、教育相談だけではなくて、教員の働き方改革で負担軽減に目が行って、それまでやっていたことがやれなくなった場合、やらなくなった場合、軽減した分を補う形は必要じゃないかなと思っています。もし、家庭環境が分からない場合、あるいは教員がなかなかいろいろな問題があつて踏み込んでいけない場合、では、どこがそれを補うかということで、行政であったり、あるいは先ほどコミュニティ・スクールのほうでもありましたが、地域であったり、どこか補う部分をつくっていかなくてはならないのではないかと思います。ですので、これから、学校運営協議会のほうも広く市内に展開していく上で、この教育相談まで含めて一体となった学校運営、学校運営協議会の運営、そういったものも視野に入れていかなくてはいけないのかなと思います。それが1点です。

もう1点は、今、石隈委員からもありましたが、教育相談主任となった方が新たに13名ということで、学校の校務分掌とかもありますということで石隈委員もお話があったんですけど、やはりこれは専門的なもので、私も県のカウンセリングセンターとかに3年ほど通いまして勉強したことあるんですけど、やはり勉強するものに対する理解が違います。ですので、できれば本当にこの教育相談主任になった方は、本当に先生方はお忙しい中で専門的な勉強をしろというのは難しいかと思いますが、本1冊読むだけでも全然違いますので、この教育相談に対する専門的な知識の一端でもいいから、勉強する機会を与えることが必要ではないかなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

ありがとうございました。この情報共有シートについてですが、今回4月に、この第1回で情報共有シートを作成したんですが、この1回ではなくて2回目、3回目と実践を加えながら、今年度を通して、この1年間で参考となる市の様式を作成したいというような狙いを持っておりますので、こちらにあるもので完成ということではなくて、積み重ねていきながらということで方向性を示させていただきました。

2つ目ですが、確かに、石隈委員、櫻井委員からもお話があったように、主任の

継続性といったものは非常に大切かなと受け止めております。ただ、もう1つの考え方として、教育相談に関する考え方とか部会の進め方、こういったものを今まで経験をしたことのない人が経験することによって、裾野が広がっていくのではないかというようなことも期待をしております。この13名、大幅に変わったんですが、当日1時間グループでの活動を行ったんですが、非常に活発な議論がずっと続きまして、1時間では足りないというようなところまでありました。そういったところから、そういう思いというものをしっかりと受け止めながら、一つ一つこちらも形にしていかななくてはいけないかなというふうに考えた次第です。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。一言つけ加えさせていただきますと、取手市の場合、学校の教育相談の体制がありまして、そこに相談部会の集まりにはスクールカウンセラー・スーパーバイザーとか学校連携支援員が行って、それも専門性の継続性とか、そこは補填するような形をとっていますし、私も相談部会の研修会に参加したときに、従来やっていた方からの引継ぎというか、アドバイスをかなりいただいているみたいなので、それは結構つながりというのを感じ取っています。全体で専門性と加えて、それを共有するということの大切さで、まだ3年目ということもありますけれど、行き渡るように、どちらかという学校の意識がそこに向いているかと思えますので、片方でその専門性の補填をどうするか、担保するかというお話を聞いているので、それについては引き続き検討課題ということでとらえていきたいと思えます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告11の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告11の議事を終わります。

続いて報告12、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは、寄附の受け入れについて御説明をさせていただきます。御手元の資料は1ページのほうをお願いいたします。寄附者は、特定非営利活動法人日本移植支援協会です。寄附の経緯について御説明をいたします。本年3月に、日本移植支援協会理事長の高橋和子様教育委員会においでになりまして、こちらの絵本です。

〔森川教育次長兼教育総務課長が絵本を示す〕

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

「大きな木」という絵本なんですが、こちらを取手市の学校や図書館に寄贈したいとの申し出を受けました。日本移植支援協会は、臓器移植を必要としている方たちへの支援を目的に2000年に設立された特定非営利活動法人で、本部は東京都渋谷区に所在いたします。同協会の主な活動は、臓器の機能に障害があり、その機能回復又は付与を目的とした臓器の移植術を受けようとする方たち並びにその家族のサポートで、1人でも多くの国民の健康で幸せな生活に寄与することを目的に掲げられております。

寄贈を受けました「大きな木」は、同協会が2013年に臓器移植についての啓発活

動に資する目的で自費出版した絵本で、脳死した兄の臓器提供について、幼い弟の視点から描いた内容となっております。絵本は、これまでに協会から、当市も含めまして全国で92の自治体に寄贈がされています。取手市には、各小中学校用に20冊、各図書館用に6冊、そして学校の授業に役立ててほしいという趣旨で教育委員会に40冊、計66冊の寄贈を受けました。絵本の受領につきましては、5月12日に、市長、教育長参加のもと、絵本の受贈式を行い、新聞社から取材や報道もございました。受贈式の様子は、参考資料として、次ページ以降、写真を掲載させていただいておりますので御覧いただければと思います。

寄贈いただきました絵本につきましては、学校用、図書館用にいただいた分は既に配布をさせていただいております。教育委員会にいただいた40冊については、寄附者の御意思を尊重しつつ、今後の活用方法について検討していきたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告12の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告12の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局からの報告の前に、報告第15号について生涯学習課から追加で答弁があります。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

報告第15号で、猪瀬委員のほうから、山王小の学校評議員から学校運営協議会の委員になった方という質問がございまして、中村会長のほうもそちらからの委員になりますので追加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

都合4人ですかね。

○生涯学習課長（塚本豊康）

4人です。

○教育委員（櫻井由子）

7番の海老原さんも地元の人です。

○生涯学習課長（塚本豊康）

今回お伝えしたのは、地元の人ではなくて、学校評議員の方になります。

○教育委員（櫻井由子）

地元の人という意味ではなく、スライドという意味ですね。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

では、引き続き事務局のほうから報告をさせていただきます。

6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。皆様の御手元のほうに、令和4年6月予定行事報告表ということでお配りされているかと思えます。次回の教育委員会定例会、6月29日午前中を予定させていただいております。また正式な御通知を差し上げますので、そちらで御確認いただければと思います。

下の欄のほうに、施設の休館日が載っておるんですけども、図書館がちょっと長期の休館がありますので、図書館のほうから御説明がございます。よろしく願いします。

○図書館課長（長塚逸人）

取手図書館の長塚です。私のほうから、図書館情報システムの入替えに伴う図書館の特別休館について御案内させていただきます。

令和4年6月20日から7月4日までの期間で、図書館情報システムのシステム機器の入替えを行う予定でございます。この休館期間中につきましては、公共図書館が完全休館となるほか、図書館のサテライト施設であります支所や公民館、ゆうあいプラザ、そのほか学校図書館についてもシステムのほうが停止となります。ただ、この期間、電子図書館については、引き続き御利用をいただくことができますので、そちらのほうを御利用いただければという啓発を行ってまいります。また、この周知に関しましては、市のホームページ、広報とりで、図書館ホームページのほか、図書館やサテライト施設のカウンターにおきまして、本のしおりやチラシ等で啓発を行ってまいります。

また、この工事期間、藤代図書館では6月20日から7月20日までの期間に、並行して館内の空調工事も行われる予定です。7月5日から20日までの期間につきましては、藤代図書館だけが特別休館となりますが、この期間は1階カウンターを臨時窓口として、本の予約や予約本の貸出しなどの対応を行うようになっております。それから、利用者への対応としましては、御不便はおかけしてしまうんですが、その対策としまして6月4日から19日までの間に貸出し本の貸出し制限のほうを、現在12冊までとなっているものを30冊まで拡大し、返却期限も現在15日となっているところを1カ月間に延長して対応をさせていただく予定でおります。

御案内は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局からの報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの説明も加えまして、教育委員のほうから何かございましたらお願いいたします。

図書館システムで、学校と連動しているのも、システムが一体なものなので、一緒にシステム自体はお休みさせていただくということなんですよね。

よろしいですか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今、御説明いただいたシステムの更新です。その間は、ほんくるもお休みという形ですか。

○図書館課長（長塚逸人）

配送業務ということでよろしいでしょうか。

○教育委員（櫻井由子）

リクエストとあわせてですね。

○図書館課長（長塚逸人）

リクエストにつきましては、この休館の期間はシステム稼働しませんので、全て中止となります。配送業務のほうは、返却本の回収や、後半の予約本の配送、回収について動く予定であります。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。
令和4年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前10時33分閉会